

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第205号
提 出 課	社会教育課

上越市春日謙信交流館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
集会室1（ステージを含む。）	680円	560円
集会室2	410円	340円
集会室3	410円	340円
第1会議室	240円	200円
第2会議室	120円	100円
和室1（21畳）	200円	160円
和室2（12畳）	120円	100円
調理室	240円	200円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市春日謙信交流館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第7条、第11条関係）		別表（第7条、第11条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
集会室1（ステージを含む。）	<u>680円</u>	集会室1（ステージを含む。）	<u>560円</u>
集会室2	<u>410円</u>	集会室2	<u>340円</u>
集会室3	<u>410円</u>	集会室3	<u>340円</u>
第1会議室	<u>240円</u>	第1会議室	<u>200円</u>
第2会議室	<u>120円</u>	第2会議室	<u>100円</u>
和室1（21畳）	<u>200円</u>	和室1（21畳）	<u>160円</u>

改 正 案		改 正 前	
和室 2 (1 2 畳)	1 2 0 円	和室 2 (1 2 畳)	1 0 0 円
調理室	2 4 0 円	調理室	2 0 0 円
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第206号
提 出 課	社会教育課

上越市直江津学びの交流館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
イベントホール	830円	810円
音楽室	580円	570円
小集会室	310円	300円
多目的ホールA	440円	430円
多目的ホールB	440円	430円
多目的ホールC	380円	370円
屋内共用スペース	1㎡当たり10円	1㎡当たり5円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市直江津学びの交流館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第7条、第11条関係）		別表（第7条、第11条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
イベントホール	830円	イベントホール	810円
音楽室	580円	音楽室	570円
小会議室	310円	小会議室	300円
多目的ホールA	440円	多目的ホールA	430円
多目的ホールB	440円	多目的ホールB	430円
多目的ホールC	380円	多目的ホールC	370円
屋内共用スペース	1㎡当たり10円	屋内共用スペース	1㎡当たり5円

備考 略	備考 略
------	------

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第207号
提出課	社会教育課

上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表第1関係)

ア ホール施設

施設名	使用料											
	改定後						現行					
	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～22:00)	午前・午後 (9:00～17:00)	午前・夜間 (13:00～22:00)	全日 (9:00～22:00)	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～22:00)	午前・午後 (9:00～17:00)	午前・夜間 (13:00～22:00)	全日 (9:00～22:00)
ホール (平日)	19,800円	26,400円	26,400円	52,800円	59,400円	85,800円	18,000円	24,000円	24,000円	48,000円	54,000円	78,000円
ホール (土日祝日)	24,750円	33,000円	33,000円	66,000円	74,250円	107,250円	22,500円	30,000円	30,000円	60,000円	67,500円	97,500円

施設名	使用料(1時間につき)	
	改定後	現行
ホール(舞台のみ)	2,470円	2,240円
スタジオ	1,300円	1,180円
練習室1	150円	120円
練習室2	140円	110円

練習室 3	320 円	260 円
楽屋 1	180 円	150 円
楽屋 2	240 円	200 円
楽屋 3	240 円	200 円

備考 ホール（舞台のみの場合を除く。）を利用時間以外の時間に利用する場合又はこの表に定める利用時間を超過して利用する場合の使用料は、平日にあつては1時間につき6,600円、土日祝日にあつては1時間につき8,250円とする。この場合において、利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

イ 集会学習施設

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
研修室	530 円	440 円
会議室	410 円	340 円
多目的室	530 円	440 円
陶芸室	200 円	160 円
創作室	410 円	340 円
調理実習室	560 円	460 円
和室 1	180 円	150 円
和室 2	150 円	120 円

(2) 附属設備の使用料を次のように改定する。（別表第1関係）

設備名	単位	使用料		
		改定後	現 行	
ホール	フルコンサートピアノ	1 台	4,080 円	4,000 円
	平台	1 枚	110 円	100 円
	緋毛せん	1 枚	310 円	300 円
	高座用座布団	1 枚	110 円	100 円
	上敷き	1 枚	110 円	100 円
	音響反射板	1 式	2,040 円	2,000 円
	映写スクリーン	1 式	1,020 円	1,000 円
	プロジェクター	1 台	1,020 円	1,000 円
	照明設備	1 式	4,080 円	4,000 円
	サスペンションライト	1 列	1,020 円	1,000 円
	スポットライト 500W	1 台	110 円	100 円
	スポットライト 1kW	1 台	210 円	200 円
	アッパーホリゾンライト	1 列	1,020 円	1,000 円
	ローアホリゾンライト	1 列	1,020 円	1,000 円

	クセノンピンスポットライト	1台	210円	200円
	音響設備	1式	3,060円	3,000円
	ステージスピーカー	1台	3,060円	3,000円
	はね返りスピーカー	1台	510円	500円
	マイクロホン	1本	510円	500円
	三点つりマイク装置	1式	510円	500円
	ワイヤレスマイク装置	1式	510円	500円
	マイクロホンスタンド	1本	210円	200円
	持込電気機器	1kW	260円	250円
スタジオ	グランドピアノ	1台	510円	500円
練習室1及び練習室2	楽器セット	1式	510円	500円
陶芸室	電気窯	1台	310円	300円

(3) 利用の特例の承認を受けた場合の施設の使用料を次のように改定する。(別表第2関係)

施設名		使用料(1時間につき)	
		改定後	現行
中庭		1㎡当たり10円	1㎡当たり7円
共用部	エントランスホール		
	ロビー		
	ホワイエ		
広場	エントランス広場		
	西広場		
	南広場		

(4) (1)から(3)までの改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日
公布の日

4 上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例改正案新旧対照表
(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案						改正前					
別表第1(第7条、第11条関係)						別表第1(第7条、第11条関係)					
(1) 施設使用料						(1) 施設使用料					
ア ホール施設						ア ホール施設					
施設	使用料					施設	使用料				
名	午前	午後	夜間	午前・午後	全日	名	午前	午後	夜間	午前・午後	全日

改正案

	(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	午後(9:00~17:00)	夜間(13:00~22:00)	(9:00~22:00)
ホール(平日)	19,800円	26,400円	26,400円	52,800円	59,400円	85,800円
ホール(土日祝日)	24,750円	33,000円	33,000円	66,000円	74,250円	107,250円

施設名	使用料 (1時間につき)
ホール(舞台のみ)	2,470円
スタジオ	1,300円
練習室1	150円
練習室2	140円
練習室3	320円
楽屋1	180円
楽屋2	240円
楽屋3	240円

備考

1~3 略

4 ホール(舞台のみの場合を除く。)を第4条ただし書の規定により同条本文に規定する利用時間以外の時間に利用する場合又はこの表に定める利用時間を超過して利用する場合の使用料は、平日にあっては1時間につき6,600円、土日祝日にあっては1時間につき8,250円とする。この場合において、利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

5~7 略

イ 集会学習施設

施設名	使用料 (1時間につき)
研修室	530円
会議室	410円
多目的室	530円
陶芸室	200円

改正前

	(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	午後(9:00~17:00)	夜間(13:00~22:00)	(9:00~22:00)
ホール(平日)	18,000円	24,000円	24,000円	48,000円	54,000円	78,000円
ホール(土日祝日)	22,500円	30,000円	30,000円	60,000円	67,500円	97,500円

施設名	使用料 (1時間につき)
ホール(舞台のみ)	2,240円
スタジオ	1,180円
練習室1	120円
練習室2	110円
練習室3	260円
楽屋1	150円
楽屋2	200円
楽屋3	200円

備考

1~3 略

4 ホール(舞台のみの場合を除く。)を第4条ただし書の規定により同条本文に規定する利用時間以外の時間に利用する場合又はこの表に定める利用時間を超過して利用する場合の使用料は、平日にあっては1時間につき6,000円、土日祝日にあっては1時間につき7,500円とする。この場合において、利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

5~7 略

イ 集会学習施設

施設名	使用料 (1時間につき)
研修室	440円
会議室	340円
多目的室	440円
陶芸室	160円

改正案

創作室	410 円
調理実習室	560 円
和室 1	180 円
和室 2	150 円

備考 略

(2) 附属設備使用料

設備名	単位	使用料	備考
フルコンサートピアノ	1 台	4,080 円	
平台	1 枚	110 円	
緋毛せん	1 枚	310 円	
高座用座布団	1 枚	110 円	
上敷き	1 枚	110 円	
音響反射板	1 式	2,040 円	
映写スクリーン	1 式	1,020 円	
プロジェクター	1 台	1,020 円	
照明設備	1 式	4,080 円	第 1 ボーダー、第 2 ボーダー、フロントサイドスポット、シーリング及びフットライト
サスペンションライト	1 列	1,020 円	
スポットライト 500W	1 台	110 円	
スポットライト 1kW	1 台	210 円	
アップーホリゾントライト	1 列	1,020 円	
ローアーホリゾントライト	1 列	1,020 円	
クセノンピンスポットライト	1 台	210 円	
音響設備	1 式	3,060 円	アンプ、調整

ホール

改正前

創作室	340 円
調理実習室	460 円
和室 1	150 円
和室 2	120 円

備考 略

(2) 附属設備使用料

設備名	単位	使用料	備考
フルコンサートピアノ	1 台	4,000 円	
平台	1 枚	100 円	
緋毛せん	1 枚	300 円	
高座用座布団	1 枚	100 円	
上敷き	1 枚	100 円	
音響反射板	1 式	2,000 円	
映写スクリーン	1 式	1,000 円	
プロジェクター	1 台	1,000 円	
照明設備	1 式	4,000 円	第 1 ボーダー、第 2 ボーダー、フロントサイドスポット、シーリング及びフットライト
サスペンションライト	1 列	1,000 円	
スポットライト 500W	1 台	100 円	
スポットライト 1kW	1 台	200 円	
アップーホリゾントライト	1 列	1,000 円	
ローアーホリゾントライト	1 列	1,000 円	
クセノンピンスポットライト	1 台	200 円	
音響設備	1 式	3,000 円	アンプ、調整

ホール

改 正 案				改 正 前											
			卓、センター スピーカー及 びエアーモニ ターマイクロ ホン				卓、センター スピーカー及 びエアーモニ ターマイクロ ホン								
	ステージス ピーカー	1台	3,060円		ステージス ピーカー	1台	3,000円								
	はね返りス ピーカー	1台	510円		はね返りス ピーカー	1台	500円								
	マイクロホ ン	1本	510円		マイクロホ ン	1本	500円								
	三点つりマ イク装置	1式	510円		三点つりマ イク装置	1式	500円								
	ワイヤレス マイク装置	1式	510円		ワイヤレス マイク装置	1式	500円								
	マイクロホ ンスタンド	1本	210円		マイクロホ ンスタンド	1本	200円								
	持込電気機 器	1kW	260円		持込電気機 器	1kW	250円								
スタ	グランドピ ジオアノ	1台	510円	スタ	グランドピ ジオアノ	1台	500円								
練習 室1 及び 練習 室2	楽器セット	1式	510円	練習 室1 及び 練習 室2	楽器セット	1式	500円								
			ドラムセッ ト、電子ピア ノ、ギターア ンプ及びベー スアンプ				ドラムセッ ト、電子ピア ノ、ギターア ンプ及びベー スアンプ								
陶芸 室	電気窯	1台	310円	陶芸 室	電気窯	1台	300円								
備考 略				備考 略											
別表第2 (第8条、第11条関係)				別表第2 (第8条、第11条関係)											
施設名		使用料 (1時間につき)		施設名		使用料 (1時間につき)									
中庭		1m ² 当たり 10円		中庭		1m ² 当たり 7円									
共用部	エントランスホー ル			1m ² 当たり 10円				共用部	エントランスホー ル	1m ² 当たり 7円					
	ロビー								1m ² 当たり 10円			ロビー	1m ² 当たり 7円		
	ホワイエ											1m ² 当たり 10円			ホワイエ
広場	エントランス広場			1m ² 当たり 10円				広場			エントランス広場				1m ² 当たり 7円
	西広場								1m ² 当たり 10円		西広場			1m ² 当たり 7円	
	南広場	1m ² 当たり 10円				南広場	1m ² 当たり 7円								
備考 略				備考 略											

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第208号
提出課	文化行政課

上越市立歴史博物館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の観覧料を次のように改定する。(別表関係)

区 分	改定後		現 行	
	個 人	団体（20人以上の団体）	個 人	団体（20人以上の団体）
一般	510円	1人につき 410円	500円	1人につき 400円
高校生 中学生 小学生	260円	1人につき 210円	250円	1人につき 200円

(2) (1)に規定する施設観覧料及び高田城三重櫓^{やぐら}条例第6条に規定する入館料を同時に納付する場合にあっては、(1)の表中「510円」とあるのは「390円」と、「260円」とあるのは「200円」とする。(別表関係)

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市立歴史博物館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
区分	個人	団体 (20人以上の団体)	区分	個人	団体 (20人以上の団体)
一般	510円	1人につき410円	一般	500円	1人につき400円
高校生 中学生 小学生	260円	1人につき210円	高校生 中学生 小学生	250円	1人につき200円
備考			備考		
1 高田城三重櫓 ^{やぐら} 条例（平成5年上越			1 高田城三重櫓 ^{やぐら} 条例（平成5年上越		

改 正 案	改 正 前
<p>市条例第13号)第6条に規定する入館料を同時に納付する場合にあつては、この表中「<u>510円</u>」とあるのは「<u>390円</u>」と、「<u>260円</u>」とあるのは「<u>200円</u>」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>市条例第13号)第6号に規定する入館料を同時に納付する場合にあつては、この表中「<u>500円</u>」とあるのは「<u>380円</u>」と、「<u>250円</u>」とあるのは「<u>190円</u>」とする。</p> <p>2 略</p>

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第209号
提出課	文化行政課

日本スキー発祥記念館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の観覧料を次のように改定する。(別表関係)

個人・団体の別 区分	改定後		現行	
	個人	団体(20人以上の団体)	個人	団体(20人以上の団体)
一般	460円	1人につき 310円	450円	1人につき 300円
高校生 中学生 小学生	160円	1人につき 100円	150円	1人につき 90円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 日本スキー発祥記念館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案			改正前		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
個人・団体の別 区分	個人	団体(20人以上の団体)	個人・団体の別 区分	個人	団体(20人以上の団体)
一般	<u>460円</u>	1人につき <u>310円</u>	一般	<u>450円</u>	1人につき <u>300円</u>
高校生 中学生 小学生	<u>160円</u>	1人につき <u>100円</u>	高校生 中学生 小学生	<u>150円</u>	1人につき <u>90円</u>

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第210号
提 出 課	文化行政課

上越市埋蔵文化財センター条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
学習室	1,060円	880円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市埋蔵文化財センター条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
学習室	<u>1,060円</u>	学習室	<u>880円</u>
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第211号
提 出 課	文化行政課

上越市片貝縄文資料館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料 (1時間につき)	
	改定後	現 行
第1会議室	170円	160円
第2会議室	170円	160円
多目的室	420円	370円
調理実習室	200円	190円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市片貝縄文資料館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表 (第11条関係)		別表 (第11条関係)	
施設名	使用料 (1時間につき)	施設名	使用料 (1時間につき)
第1会議室	170円	第1会議室	160円
第2会議室	170円	第2会議室	160円
多目的室	420円	多目的室	370円
調理実習室	200円	調理実習室	190円
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第212号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市体育施設条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額及び利用料金の上限額を改定するほか、中郷総合運動公園の庭球コート並びに安塚和田スポーツ公園及び板倉運動広場の照明設備の供用を廃止するもの

2 改正内容

- (1) 安塚和田スポーツ公園及び板倉運動広場について、照明設備の供用の廃止に伴い、利用時間を日の出から日没までに変更する。(別表第1関係)
- (2) 中郷総合運動公園の庭球コートの供用を廃止する。(別表第1関係)
- (3) 施設及び附属設備の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表第2関係)

ア 施設利用料金の上限額

施設名	改定後				現 行			
	占用利用 の上限額 (1時間 につき)	共用利用の上限額 (1人につき)			占用利用 の上限額 (1時間 につき)	共用利用の上限額 (1人につき)		
		区分	2時 間 に つき	1月 に つき		区分	2時 間 に つき	1月 に つき
上越市びょうぶ 谷野球場	330円				270円			
上越市庭球コー ト	1面につき 260円				1面につき 250円			
上越市今 泉ス ポ ー ツ 広 場	野球場	480円			400円			
	多目的広 場	東面	480円		400円			
		西面	240円		200円			
上越市少年野球 場	240円				200円			
上越市春日山ペ タンク場	無料				無料			
上越総 合運 動 公 園	テニスコ ート	1面につき 510円			1面につき 500円			
	会議室	360円			300円			
上越市 教育プ	第1体 育室	720円			700円			

ラザ体育館	軽運動場	110円				100円			
	第2体育室	510円				500円			
	ステージ	210円				200円			
上越市柿崎屋内水泳プール		16,500円	一般	360円	1,440円	15,000円	一般	300円	1,200円
			中学生以下	180円	720円		中学生以下	150円	600円

イ 附属設備利用料金の上限額

設備名		単位	上限額		
			改定後	現行	
上越市びょうぶ谷野球場		照明設備	1時間につき	3,060円	3,000円
上越市今泉スポーツ広場	野球場	照明設備	1時間につき	3,060円	3,000円
上越総合運動公園	テニスコート	照明設備	1面1時間につき	510円	500円
		放送設備	1時間につき	110円	100円
	クラブハウス	温水シャワー	1人1回につき	110円	100円
上越市教育プラザ体育館	第1体育室	会議室	1時間につき	310円	300円
		照明設備	1時間につき	310円	300円
		放送設備	1時間につき	110円	100円
	第2体育室	会議室	1時間につき	210円	200円
		照明設備	1時間につき	210円	200円
		放送設備	1時間につき	110円	100円

(4) 施設及び附属設備の使用料を次のように改定する。(別表第3関係)

ア 施設使用料

施設名		改定後			現行		
		占用使用料(1時間につき)	共用使用料(1人につき)		占用使用料(1時間につき)	共用使用料(1人につき)	
			区分	2時間につき		1月につき	区分
上越市保倉体育館	体育館	510円			500円		
	多目的ホール	310円			300円		

上越市教育プラザ多目的広場		360円				300円			
上越市 安塚B &G海 洋セン ター	アリーナ	870円	一般	340円	1,360円	720円	一般	280円	1,120円
			中学生以下	170円	680円		中学生以下	140円	560円
	第2体育館	540円	一般	270円	1,080円	450円	一般	220円	880円
			中学生以下	140円	560円		中学生以下	110円	440円
ミーティングルーム	360円				300円				
プール			一般	270円			一般	220円	
			中学生以下	180円			中学生以下	140円	
上越市 安塚和 田スポ ーツ公 園	グラウンド	360円				300円			
上越市 浦川原 体育館	体育室	1,320円	一般	360円	1,440円	1,200円	一般	300円	1,200円
			中学生以下	180円	720円		中学生以下	150円	600円
	ステージ	240円			200円				
	柔剣道場兼卓球場	720円	一般	360円	1,440円	600円	一般	300円	1,200円
			中学生以下	180円	720円		中学生以下	150円	600円
	トレーニングルーム	240円	一般	240円	960円	200円	一般	200円	800円
			中学生	120円	480円		中学生	100円	400円
会議室	240円				200円				
ランニング走			一般	160円	640円		一般	150円	600円

	路		中学生以下	80円	320円		中学生以下	70円	300円
上越市浦川原運動広場	野球場	350円				290円			
	トレーニングルーム	480円				400円			
	トレーニング棟 軽体室	240円				200円			
上越市浦川原プール			一般	270円			一般	220円	
			中学生以下	180円			中学生以下	140円	
上越市大島多目的ホール	大ホール	840円	一般	240円	960円	700円	一般	200円	800円
			中学生以下	120円	480円		中学生以下	100円	400円
	ステージ	240円			200円				
	小ホール	360円			300円				
	控室	240円			200円				
	ランニングコース			一般	160円	640円		一般	150円
中学生以下				80円	320円	中学生以下		70円	300円
上越市牧体育館	体育室	1,000円	一般	330円	1,320円	830円	一般	270円	1,080円
			中学生以下	170円	680円		中学生以下	130円	540円
	ステージ	240円			200円				
	トレーニングルーム	480円		一般	240円	960円	400円	一般	200円
中学生以下				120円	480円	中学生以下		100円	400円
上越市牧プール			一般	220円			一般	180円	

			中学生以下	150円			中学生以下	120円	
上越市 柿崎体 育館	体育室	410円				400円			
	トレーニング ルーム	310円				300円			
	会議室	210円				200円			
上越市柿崎第1 庭球コート		1面につ き260円				1面につ き250円			
上越市 大潟体 育セン ター	体育室	1,080円	一般	360円	1,440 円	900円	一般	300円	1,200 円
			中学生以下	180円	720円		中学生以下	150円	600円
	ミーテ ィング ルーム	240円				200円			
	会議室	240円				200円			
上越市大潟運動 広場		360円				300円			
上越市頸城明治 野球場		240円				200円			
上越市 吉川体 育館	アリー ナ	620円	一般	210円	840円	600円	一般	200円	800円
			中学生以下	110円	440円		中学生以下	100円	400円
	ステー ジ	210円				200円			
上越市吉川野球 場		480円				400円			
上越市吉川テニ スコート		1面につ き260円				1面につ き250円			
上越市 中郷総 合運動 公園	ゲー トボ ール コート	1面につ き120円				1面につ き100円			
	屋外運 動場	360円				300円			
上越市板倉運動 広場		320円				260円			

上越市板倉庭球コート		1面につき 260円				1面につき 250円				
上越市 板倉ふれあい ゲートボール 場	屋内ゲート ボール場	1面につき 240円				1面につき 200円				
上越市 清里スポ センター	アリーナ	1,160円	一般	320円	1,280円	1,050円	一般	260円	1,040円	
			中学生以下	160円	640円		中学生以下	130円	520円	
	ステージ	240円				200円				
	研修室	360円				300円				
	会議室	240円				200円				
	トレーニング ルーム			一般	360円	1,440円		一般	300円	1,200円
				中学生	180円	720円		中学生	150円	600円
ランニング 走路			一般	160円	640円		一般	150円	600円	
			中学生以下	80円	320円		中学生以下	70円	300円	
上越市 清里ス ポーツ 公園	グラウンド	240円				200円				
	テニスコート	1面につき 260円				1面につき 250円				
上越市 三和体 育館	体育室	1,180円	一般	340円	1,360円	980円	一般	280円	1,120円	
			中学生以下	170円	680円		中学生以下	140円	560円	
	ステージ	240円				200円				
	ギャラリー	170円				140円				
ランニング コース			一般	160円	640円		一般	150円	600円	
			中学生以下	80円	320円		中学生以下	70円	300円	

			下				下		
	会議室	240 円					200 円		
上越市 三和ス ポーツ センタ ー	体育室	480 円	一般	240 円	960 円	400 円	一般	200 円	800 円
			中学生以下	120 円	480 円		中学生以下	100 円	400 円
	研修室	360 円	一般	240 円	960 円	300 円	一般	200 円	800 円
			中学生以下	120 円	480 円		中学生以下	100 円	400 円
会議室	240 円				200 円				
上越市 三和西 スポー ツハウ ス	体育室	480 円				400 円			
	ミーテ ィング ルーム	240 円				200 円			
上越市 三和ス ポーツ 公園	グラウ ンド	360 円				300 円			

イ 附属設備使用料

設備名			単位	使用料	
				改定後	現行
上越市保倉体育館	体育館	照明設備	1 時間につき	210 円	200 円
上越市安塚 B & G 海洋センター	アリーナ	照明設備	1 時間につき	210 円	200 円
	第 2 体育館	照明設備	1 時間につき	110 円	100 円
上越市浦川原体育館	体育室	照明設備	1 時間につき	310 円	300 円
上越市浦川原運動広場	野球場	照明設備	1 時間につき	3,060 円	3,000 円
上越市大島多目的ホール	大ホール	照明設備	1 時間につき	310 円	300 円
上越市牧体育館	体育室	照明設備	1 時間につき	210 円	200 円
		放送設備	1 時間につき	110 円	100 円
	トレー ィング ルーム	冷暖房設備	1 時間につき	130 円	120 円
		放送設備	1 時間につき	110 円	100 円

上越市柿崎体育館	体育室	照明設備	1時間につき	110円	100円
上越市柿崎第1庭球コート		照明設備	1面1時間につき	510円	500円
上越市大潟体育センター	体育室	照明設備	1時間につき	210円	200円
上越市吉川体育館	アリーナ	照明設備	1時間につき	210円	200円
上越市吉川テニスコート		照明設備	1面1時間につき	510円	500円
上越市清里スポーツセンター	アリーナ	照明設備	1時間につき	310円	300円
		暖房設備	1時間につき	250円	240円
		温水シャワー	1人1回につき	110円	100円
上越三和体育館	体育室	照明設備	1時間につき	310円	300円
		温水シャワー	1人1回につき	110円	100円
上越市三和スポーツセンター	体育室	照明設備	1時間につき	110円	100円
上越市三和西部スポーツハウス	体育室	照明設備	1時間につき	110円	100円

- (5) 安塚和田スポーツ公園及び板倉運動広場の照明設備の供用を廃止する。(別表第3関係)
- (6) (3)及び(4)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 2(3)、(4)及び(6)の改正 公布の日
- (2) 2(1)、(2)及び(5)の改正 令和2年4月1日

4 上越市体育施設条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案					改正前				
別表第1 (第2条、第8条関係)					別表第1 (第2条、第8条関係)				
名称	位置	利用時間	休館日		名称	位置	利用時間	休館日	
(略)					(略)				
上越市安塚和田スポーツ公園	上越市安塚区和田541番地	日の出～日没	教育委員会が定める日		上越市安塚和田スポーツ公園	上越市安塚区和田541番地	日の出～22:00	教育委員会が定める日	
(略)					(略)				
上越市吉川テニスコート	上越市吉川区原之	日の出～22:00	教育委員会が		上越市吉川テニスコート	上越市吉川区原之	日の出～22:00	教育委員会が	

改正案

ト	町 2010 番地 8	定める 日
上越市中 郷総運 合動公 園	(削除)	
	ゲート ボウル コート	上越市中 郷区藤沢 964番地 3
	日の出～ 日没	教育委 会が 定める 日
上越市板倉 運動広場	上越市板倉 区針 974番地 1	日の出～ 日没
(略)		教育委 会が 定める 日

別表第2 (第3条、第13条関係)

(1) 施設利用料金				
施設名	占用利用 の上限額 (1時間に つき)	共用利用の上限額 (1 人につき)		
		区分	2時間 につき	1月につ き
上越市びよ うぶ谷野球 場	330円			
上越市庭球 コート	1面につき 260円			
上越野球場	480円			
市今多 泉ス ポーツ 広場	東面			
		西面		
上越市少年 野球場	240円			
上越市春日 山ペタンク 場	無料			
上越テニス 総合 運動 公園	1面につき 510円			
上越市教 育プラ ザ体 育館	第1体 育室	360円		
	第2体 育室	720円		
	軽運動 場	110円		
	ステ ージ	510円		
	210円			
上越市柿崎 屋内水泳 プール	16,500円	一般	360円	1,440円
		中学生 以下	180円	720円

備考 略

(2) 附属設備利用料金

設備名	単位	上限額
上越市びよ うぶ谷野球 場	照明設 備	1時間に つき 3,060円
上越市野球場	照明設 備	1時間に つき 3,060円

改正前

ト	町 2010 番地 8	定める 日
上越市中 郷総運 合動公 園	庭球 コート	上越市中 郷区二本 木2095 番地1
	ゲート ボウル コート	上越市中 郷区藤沢 964番地 3
	日の出～ 日没	教育委 会が 定める 日
上越市板倉 運動広場	上越市板倉 区針 974番地 1	日の出～ 22:00
(略)		教育委 会が 定める 日

別表第2 (第3条、第13条関係)

(1) 施設利用料金				
施設名	占用利用 の上限額 (1時間に つき)	共用利用の上限額 (1 人につき)		
		区分	2時間 につき	1月につ き
上越市びよ うぶ谷野球 場	270円			
上越市庭球 コート	1面につき 250円			
上越野球場	400円			
市今多 泉ス ポーツ 広場	東面			
		西面		
上越市少年 野球場	200円			
上越市春日 山ペタンク 場	無料			
上越テニス 総合 運動 公園	1面につき 500円			
上越市教 育プラ ザ体 育館	第1体 育室	300円		
	第2体 育室	700円		
	軽運動 場	100円		
	第2体 育室	500円		
	ステ ージ	200円		
上越市柿崎 屋内水泳 プール	15,000円	一般	300円	1,200円
		中学生 以下	150円	600円

備考 略

(2) 附属設備利用料金

設備名	単位	上限額
上越市びよ うぶ谷野球 場	照明設 備	1時間に つき 3,000円
上越市野球場	照明設 備	1時間に つき 3,000円

改正案				改正前				
今泉スポーツ広場	備	つき		今泉スポーツ広場	備	つき		
上越総合運動公園	テニスコート	照明設備	1面1時間につき	510円	テニスコート	照明設備	1面1時間につき	500円
		放送設備	1時間につき	110円		放送設備	1時間につき	100円
	クラブハウス	温水シャワー	1人1回につき	110円	クラブハウス	温水シャワー	1人1回につき	100円
上越教育プラザ育館	第1体育室	会議室	1時間につき	310円	第1体育室	会議室	1時間につき	300円
		照明設備	1時間につき	310円		照明設備	1時間につき	300円
		放送設備	1時間につき	110円		放送設備	1時間につき	100円
	第2体育室	会議室	1時間につき	210円	第2体育室	会議室	1時間につき	200円
		照明設備	1時間につき	210円		照明設備	1時間につき	200円
		放送設備	1時間につき	110円		放送設備	1時間につき	100円

備考 略

別表第3（第13条関係）

(1) 施設使用料

施設名	占用使用料 (1時間につき)	共用使用料 (1人につき)	
		区分	2時間につき / 1月につき
上越市保倉育館	510円		
上越市保倉育館	310円		
上越市教育プラザ多目的広場	360円		
上越市塚田スポーツセンター	アリーナ	一般	340円 / 1,360円
		中学生以下	170円 / 680円
	第2体育館	一般	270円 / 1,080円
		中学生以下	140円 / 560円
ミーティングルーム	360円		
プール	一般	270円	
	中学生以下	180円	
上越市塚田スポーツ公園	360円		

備考 略

別表第3（第13条関係）

(1) 施設使用料

施設名	占用使用料 (1時間につき)	共用使用料 (1人につき)	
		区分	2時間につき / 1月につき
上越市保倉育館	500円		
上越市保倉育館	300円		
上越市教育プラザ多目的広場	300円		
上越市塚田スポーツセンター	アリーナ	一般	280円 / 1,120円
		中学生以下	140円 / 560円
	第2体育館	一般	220円 / 880円
		中学生以下	110円 / 440円
ミーティングルーム	300円		
プール	一般	220円	
	中学生以下	140円	
上越市塚田スポーツ公園	300円		

改正案

上越市浦川原 市川体育館	越浦原 体育室	1,320円	一般 360円	1,440円
			中学 180円	720円
			中学生以下	
	ステージ	240円		
	柔剣道 場兼卓 球場	720円	一般 360円	1,400円
			中学 180円	720円
		中学生以下		
	トレー ニング ルーム	240円	一般 240円	960円
			中学 120円	480円
			中学生以下	
	会議室	240円		
	ランニ ング走 路		一般 160円	640円
			中学 80円	320円
			中学生以下	
上越市浦川原 市川運 動広場	越野球場	350円		
	トレ ーニ ング ルーム	480円		
	軽体 操室	240円		
上越市浦川原 プール		一般 270円		
		中学 180円		
		中学生以下		
上越市島 目ホ ル	大ホ ー	840円	一般 240円	960円
			中学 120円	480円
			中学生以下	
	ステー ジ	240円		
	小ホ ー	360円		
	控室	240円		
	ランニ ングコ ース		一般 160円	640円
			中学 80円	320円
			中学生以下	
上越市 市体 育館	越牧 育 体育室	1,000円	一般 330円	1,320円
			中学 170円	680円
			中学生以下	
	ステー ジ	240円		
	トレー ニング ルーム	480円	一般 240円	960円
			中学 120円	480円
			中学生以下	
上越市牧 プ ール		一般 220円		
		中学 150円		
		中学生以下		
上越市 市柿	越体 育室	410円		
	トレ ー	310円		

改正前

上越市浦川原 市川体 育館	越浦原 体育室	1,200円	一般 300円	1,200円
			中学 150円	600円
			中学生以下	
	ステー ジ	200円		
	柔剣道 場兼卓 球場	600円	一般 300円	1,200円
			中学 150円	600円
		中学生以下		
	トレー ニング ルーム	200円	一般 200円	800円
			中学 100円	400円
			中学生以下	
	会議室	200円		
	ランニ ング走 路		一般 150円	600円
			中学 70円	300円
			中学生以下	
上越市浦川原 市川運 動広場	越野球場	290円		
	トレ ーニ ング ルーム	400円		
	軽体 操室	200円		
上越市浦川原 プール		一般 220円		
		中学 140円		
		中学生以下		
上越市島 目ホ ル	大ホ ー	700円	一般 200円	800円
			中学 100円	400円
			中学生以下	
	ステー ジ	200円		
	小ホ ー	300円		
	控室	200円		
	ランニ ングコ ース		一般 150円	600円
			中学 70円	300円
			中学生以下	
上越市 市体 育館	越牧 育 体育室	830円	一般 270円	1,080円
			中学 130円	540円
			中学生以下	
	ステー ジ	200円		
	トレー ニング ルーム	400円	一般 200円	800円
			中学 100円	400円
			中学生以下	
上越市牧 プ ール		一般 180円		
		中学 120円		
		中学生以下		
上越市 市柿	越体 育室	400円		
	トレ ー	300円		

改正案				改正前			
崎体ニング	育館ルーム			崎体ニング	育館ルーム		
	会議室	210円			会議室	200円	
上越市柿崎第1	庭球コート	1面に つき 260円		上越市柿崎第1	庭球コート	1面に つき 250円	
上越市大湊	体育室	1,080円	一般 360円	上越市大湊	体育室	900円	一般 300円
上越市大湊	セタ		中学生以下 180円	上越市大湊	セタ		中学生以下 150円
	ミーティング	240円			ミーティング	200円	
	ルーム				ルーム		
	会議室	240円			会議室	200円	
上越市大湊運	動広場	360円		上越市大湊運	動広場	300円	
(略)				(略)			
上越市頸城明	治野球場	240円		上越市頸城明	治野球場	200円	
上越市吉川	アリーナ	620円	一般 210円	上越市吉川	アリーナ	600円	一般 200円
上越市吉川	体育館		中学生以下 110円	上越市吉川	体育館		中学生以下 100円
	ステージ	210円			ステージ	200円	
上越市吉川野	球場	480円		上越市吉川野	球場	400円	
上越市吉川テ	ニスコート	1面に つき 260円		上越市吉川テ	ニスコート	1面に つき 250円	
上越市郷	総合運動公園		(削除)	上越市郷	総合運動公園		
	ゲートボールコート	1面に つき 120円			ゲートボールコート	1面に つき 100円	
	屋外運動場	360円			屋外運動場	300円	
上越市板倉運	動広場	320円		上越市板倉運	動広場	260円	
上越市板倉庭	球コート	1面に つき 260円		上越市板倉庭	球コート	1面に つき 250円	
上越市板倉	ふれあい			上越市板倉	ふれあい		
	屋内ゲートボール場	1面に つき 240円			屋内ゲートボール場	1面に つき 200円	
上越市里	清スー	1,160円	一般 320円	上越市里	清スー	1,050円	一般 260円
上越市里	ボツン		中学生以下 160円	上越市里	ボツン		中学生以下 130円
	ステージ	240円			ステージ	200円	
	研修室	360円			研修室	300円	
	会議室	240円			会議室	200円	
	トレー		一般 360円		トレー		一般 300円
			1,440円				1,200円

改正案

				円	
	ニングルーム		中学 生	180円	720円
	ランニング走 路		一般	160円	640円
			中学 生以下	80円	320円
上越市 里ポ ツ公 園	グラウンド	240円			
	テニスコ ート	1面に つき 260円			
上越市 和体 育館	体育室	1,180 円	一般	340円	1,360 円
			中学 生以下	170円	680円
	ステー ジ	240円			
	ギャラ リー	170円			
	ランニ ングコ ース		一般	160円	640円
			中学 生以下	80円	320円
	会議室	240円			
上越市 和ポ ツセ ンタ ー	体育室	480円	一般	240円	960円
			中学 生以下	120円	480円
	研修室	360円	一般	240円	960円
			中学 生以下	120円	480円
	会議室	240円			
上越市 和部 ポツ ハ ウス	体育室	480円			
	ミーテ ィング ルーム	240円			
上越市 和ポ ツ公 園	グラウ ンド	360円			

備考 略

(2) 附属設備使用料

設備名	単位	使用料
上越市 保倉体 育館	照明設 備 1時間 につき	210円
上越市 安塚B &G海 洋セン ター	アリーナ 照明設 備 1時間 につき	210円
	第2体育 館 照明設 備 1時間 につき	110円
(削除)		

改正前

				円	
	ニングルーム		中学 生	150円	600円
	ランニング走 路		一般	150円	600円
			中学 生以下	70円	300円
上越市 里ポ ツ公 園	グラウ ンド	200円			
	テニスコ ート	1面に つき 250円			
上越市 和体 育館	体育室	980 円	一般	280円	1,120 円
			中学 生以下	140円	560円
	ステー ジ	200円			
	ギャラ リー	140円			
	ランニ ングコ ース		一般	150円	600円
			中学 生以下	70円	300円
	会議室	200円			
上越市 和ポ ツセ ンタ ー	体育室	400円	一般	200円	800円
			中学 生以下	100円	400円
	研修室	300円	一般	200円	800円
			中学 生以下	100円	400円
	会議室	200円			
上越市 和部 ポツ ハ ウス	体育室	400円			
	ミーテ ィング ルーム	200円			
上越市 和ポ ツ公 園	グラウ ンド	300円			

備考 略

(2) 附属設備使用料

設備名	単位	使用料
上越市 保倉体 育館	照明設 備 1時間 につき	200円
上越市 安塚B &G海 洋セン ター	アリーナ 照明設 備 1時間 につき	200円
	第2体育 館 照明設 備 1時間 につき	100円
上越市 安塚和 ド	グラウン ド 照明設 備 1時間 につき	2,400円

改正案

改正前

上越市浦川原体育館	体育室	照明設備	1時間につき	310円
上越市浦川原運動広場	野球場	照明設備	1時間につき	3,060円
上越市大島多目的ホール	大ホール	照明設備	1時間につき	310円
上越市牧体育館	体育室	照明設備	1時間につき	210円
		放送設備	1時間につき	110円
	トレーニングルーム	冷暖房設備	1時間につき	130円
		放送設備	1時間につき	110円
上越市柿崎体育館	体育室	照明設備	1時間につき	110円
上越市柿崎第1庭球コート	庭球コート	照明設備	1面1時間につき	510円
上越市大潟体育センター	体育室	照明設備	1時間につき	210円
(略)				
上越市吉川体育館	アリーナ	照明設備	1時間につき	210円
上越市吉川テニスコート	テニスコート	照明設備	1面1時間につき	510円
(削除)				
上越市清里スポーツセンター	アリーナ	照明設備	1時間につき	310円
		暖房設備	1時間につき	250円
		温水シャワー	1人1回につき	110円
上越市三和体育館	体育室	照明設備	1時間につき	310円
		温水シャワー	1人1回につき	110円
上越市三和スポーツセンター	体育室	照明設備	1時間につき	110円
上越市三和西部スポーツハウス	体育室	照明設備	1時間につき	110円

備考 略

田スポーツ公園				
上越市浦川原体育館	体育室	照明設備	1時間につき	300円
上越市浦川原運動広場	野球場	照明設備	1時間につき	3,000円
上越市大島多目的ホール	大ホール	照明設備	1時間につき	300円
上越市牧体育館	体育室	照明設備	1時間につき	200円
		放送設備	1時間につき	100円
	トレーニングルーム	冷暖房設備	1時間につき	120円
		放送設備	1時間につき	100円
上越市柿崎体育館	体育室	照明設備	1時間につき	100円
上越市柿崎第1庭球コート	庭球コート	照明設備	1面1時間につき	500円
上越市大潟体育センター	体育室	照明設備	1時間につき	200円
(略)				
上越市吉川体育館	アリーナ	照明設備	1時間につき	200円
上越市吉川テニスコート	テニスコート	照明設備	1面1時間につき	500円
上越市板倉運動広場	運動広場	照明設備	1時間につき	2,400円
上越市清里スポーツセンター	アリーナ	照明設備	1時間につき	300円
		暖房設備	1時間につき	240円
		温水シャワー	1人1回につき	100円
上越市三和体育館	体育室	照明設備	1時間につき	300円
		温水シャワー	1人1回につき	100円
上越市三和スポーツセンター	体育室	照明設備	1時間につき	100円
上越市三和西部スポーツハウス	体育室	照明設備	1時間につき	100円

備考 略

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第213号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市立オールシーズンプール条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

区 分	上限額（1人につき）			
	改定後		現 行	
	小学生・中学生	一般	小学生・中学生	一般
個人	230円	460円	220円	450円
団体（30人以上）	130円	230円	120円	220円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市立オールシーズンプール条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）		
区分	上限額（1人につき）		区分	上限額（1人につき）	
	小学生・中学生	一般		小学生・中学生	一般
個人	<u>230円</u>	<u>460円</u>	個人	220円	450円
団体（30人以上）	<u>130円</u>	<u>230円</u>	団体（30人以上）	<u>120円</u>	<u>220円</u>
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第214号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市総合体育館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設及び附属設備の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

ア 施設利用料金の上限額

施設名	改定後				現 行			
	占用利用 の上限額 (1時間 につき)	共用利用の上限額(1人 につき)			占用利用 の上限額 (1時間 につき)	共用利用の上限額(1人 につき)		
		区分	2時間 につ き	1月につ き		区分	2時間 につ き	1月につ き
競技場	1,530円	一般	310円	1,240円	1,500円	一般	300円	1,200円
		中学生 以下	160円	640円		中学生 以下	150円	600円
卓球場	460円	一般	230円	920円	450円	一般	220円	880円
		中学生 以下	120円	480円		中学生 以下	110円	440円
柔剣道場	460円	一般	230円	920円	450円	一般	220円	880円
		中学生 以下	120円	480円		中学生 以下	110円	440円
トレーニング 走路		一般	160円	640円		一般	150円	600円
		中学生 以下	80円	320円		中学生 以下	70円	300円
ミーティン グルーム	410円				400円			
本部室	110円				100円			

イ 附属施設利用料金の上限額

設備名	単位	上限額	
		改定後	現 行
照明設備	1時間につき	720円	700円

競技場	放送設備		110円	100円
	温水シャワー	1人1回につき	110円	100円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日
公布の日

4 上越市総合体育館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案					改正前				
別表(第15条関係)					別表(第15条関係)				
(1) 施設利用料金					(1) 施設利用料金				
施設名	占用利用の 上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額(1人につき)			施設名	占用利用の 上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額(1人につき)		
		区分	2時間 につき	1月につ き			区分	2時間 につき	1月につ き
競技場	1,530円	一般	310円	1,240円	競技場	1,500円	一般	300円	1,200円
		中学生 以下	160円	640円			中学生 以下	150円	600円
		卓球場	460円	一般			230円	920円	卓球場
中学生 以下	120円	480円		中学生 以下	110円	440円			
柔剣道 場	460円	一般	230円	920円	柔剣道 場	450円	一般	220円	880円
		中学生 以下	120円	480円			中学生 以下	110円	440円
トレー ニング 走路		一般	160円	640円	トレー ニング 走路		一般	150円	600円
		中学生 以下	80円	320円			中学生 以下	70円	300円
		ミーテ ィング ルーム	410円					ミーテ ィング ルーム	400円
本部室	110円				本部室	100円			
備考 略					備考 略				
(2) 附属設備利用料金					(2) 附属設備利用料金				
設備名		単位	上限額		設備名		単位	上限額	
競技場	照明設備	1時間につき	720円		競技場	照明設備	1時間につき	700円	
	放送設備		110円			電光得点 表示板		100円	
	温水シャ ワー		110円			放送設備		100円	
				温水シャ ワー		1人1回 につき	100円		
備考 略					備考 略				

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第215号
提 出 課	スポーツ推進課

上越勤労身体障害者体育館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設及び附属設備の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

ア 施設利用料金の上限額

施設名	改定後				現 行			
	占用利用 の上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額(1人につき)			占用利用 の上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額(1人につき)		
		区分	2時間 につき	1月 につき		区分	2時間 につき	1月 につき
体育館	510円	一般	210円	840円	500円	一般	200円	800円
		中学生 以下	110円	440円		中学生 以下	100円	400円

イ 附属施設利用料金の上限額

設備名	単位	上限額		
		改定後	現 行	
体育館	1時間につき	照明設備	210円	200円
		冷暖房設備	160円	150円
		音響設備	110円	100円
	温水シャワー	1人1回につき	110円	100円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越勤労身体障害者体育館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表（第15条関係）					別表（第15条関係）				
(1) 施設利用料金					(1) 施設利用料金				
施設名	占用利用の上限額（1時間につき）	共用利用の上限額（1人につき）			施設名	占用利用の上限額（1時間につき）	共用利用の上限額（1人につき）		
		区分	2時間につき	1月につき			区分	2時間につき	1月につき
体育館	510円	一般	210円	840円	体育館	500円	一般	200円	800円
		中学生以下	110円	440円			中学生以下	100円	400円
備考 略					備考 略				
(2) 附属設備利用料金					(2) 附属設備利用料金				
	設備名	単位	上限額			設備名	単位	上限額	
体育館	照明設備	1時間につき	210円		体育館	照明設備	1時間につき	200円	
	冷暖房設備		160円			冷暖房設備		150円	
	音響設備		110円			音響設備		100円	
	温水シャワー	1人1回につき	110円			温水シャワー	1人1回につき	100円	
備考 略					備考 略				

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第216号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市藤野野球場条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設及び照明設備の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

施設名	施設利用料金の上限額 (1時間につき)		照明設備利用料金の上限額 (1時間につき)	
	改定後	現 行	改定後	現 行
野球場	480円	400円	3,060円	3,000円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市藤野野球場条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第13条関係)			別表(第13条関係)		
施設名	施設利用料金の上限額(1時間につき)	照明設備利用料金の上限額(1時間につき)	施設名	施設利用料金の上限額(1時間につき)	照明設備利用料金の上限額(1時間につき)
野球場	<u>480円</u>	<u>3,060円</u>	野球場	<u>400円</u>	<u>3,000円</u>
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第217号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市高田スポーツセンター条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設及び附属設備の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

ア 施設利用料金の上限額

施設名	改定後				現 行			
	占用利用 の上限額 (1時間 につき)	共用利用の上限額(1人 につき)			占用利用 の上限額 (1時間 につき)	共用利用の上限額(1人 につき)		
		区分	2時間 につ き	1月につ き		区分	2時間 につ き	1月につ き
競技場	900円	一般	360円	1,440円	750円	一般	300円	1,200円
		中学生 以下	180円	720円		中学生 以下	150円	600円
柔道場	600円	一般	240円	960円	500円	一般	200円	800円
		中学生 以下	120円	480円		中学生 以下	100円	400円
相撲場	300円	一般	240円	960円	250円	一般	200円	800円
		中学生 以下	120円	480円		中学生 以下	100円	400円

イ 附属施設利用料金の上限額

設備名	単位	上限額		
		改定後	現 行	
競技場	照明設備	1時間につき	210円	200円
	温水シャワー	1人1回につき	110円	100円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市高田スポーツセンター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表 (第 15 条関係)					別表 (第 15 条関係)				
(1) 施設利用料金					(1) 施設利用料金				
施設名	占用利用の上限額 (1 時間につき)	共用利用の上限額 (1 人につき)			施設名	占用利用の上限額 (1 時間につき)	共用利用の上限額 (1 人につき)		
		区分	2 時間につき	1 月につき			区分	2 時間につき	1 月につき
競技場	900 円	一般	360 円	1,440 円	競技場	750 円	一般	300 円	1,200 円
		中学生以下	180 円	720 円			中学生以下	150 円	600 円
柔道場	600 円	一般	240 円	960 円	柔道場	500 円	一般	200 円	800 円
		中学生以下	120 円	480 円			中学生以下	100 円	400 円
相撲場	300 円	一般	240 円	960 円	相撲場	250 円	一般	200 円	800 円
		中学生以下	120 円	480 円			中学生以下	100 円	400 円
備考 略					備考 略				
(2) 附属設備利用料金					(2) 附属設備利用料金				
競技場	照明設備	1 時間につき	210 円		競技場	照明設備	1 時間につき	200 円	
	温水シャワー	1 人 1 回につき	110 円			温水シャワー	1 人 1 回につき	100 円	
備考 略					備考 略				

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第218号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市板倉北部スポーツセンター条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

区分	単位	改定後	現 行
施設使用料	1時間につき	480円	400円
照明設備使用料	1時間につき	110円	100円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市板倉北部スポーツセンター条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第10条関係)			別表(第10条関係)		
施設名	施設使用料(1時間につき)	照明設備使用料(1時間につき)	施設名	施設使用料(1時間につき)	照明設備使用料(1時間につき)
アリーナ	<u>480円</u>	<u>110円</u>	アリーナ	<u>400円</u>	<u>100円</u>
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第219号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市板倉農業者トレーニングセンター条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設及び照明設備の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	施設使用料 (1時間につき)		照明設備使用料 (1時間につき)	
	改定後	現 行	改定後	現 行
アリーナ	510円	500円	210円	200円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市板倉農業者トレーニングセンター条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第10条関係)			別表(第10条関係)		
施設名	施設使用料 (1時間につき)	照明設備使用料(1時間につき)	施設名	施設使用料 (1時間につき)	照明設備使用料(1時間につき)
アリーナ	<u>510円</u>	<u>210円</u>	アリーナ	<u>500円</u>	<u>200円</u>
備考 略			備考 略		

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第220号
提出課	スポーツ推進課

上越市柿崎総合体育館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設及び附属設備の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

ア 施設利用料金の上限額

施設名	改定後				現行			
	占用利用の上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額(1人につき)			占用利用の上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額(1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき		区分	2時間につき	1月につき
メインアリーナ	1,650円	一般	360円	1,440円	1,500円	一般	300円	1,200円
		中学生以下	180円	720円		中学生以下	150円	600円
多目的フィールド	1,490円	一般	360円	1,440円	1,350円	一般	300円	1,200円
		中学生以下	180円	720円		中学生以下	150円	600円
クライミングウォール	1,200円	一般	120円	480円	1,000円	一般	100円	400円
		中学生以下	60円	240円		中学生以下	50円	200円
トレーニングルーム		一般	360円	1,440円		一般	300円	1,200円
		中学生	180円	720円		中学生	150円	600円
コミュニティスペース	720円	一般	360円	1,440円	600円	一般	300円	1,200円
		中学生以下	180円	720円		中学生以下	150円	600円
ミーティングルーム	360円				300円			
控室	180円				150円			

ステージ	280 円				230 円			
ランニング 走路		一般	160 円	640 円		一般	150 円	600 円
		中学生 以下	80 円	320 円		中学生 以下	70 円	300 円

イ 附属施設利用料金の上限額

設備名		単位	上限額	
			改定後	現 行
メインアリーナ	照明設備	1 時間につき	720 円	700 円
	冷暖房設備		310 円	300 円
	電光得点表示板		110 円	100 円
	放送設備		110 円	100 円
	ピアノ		110 円	100 円
	温水シャワー	1 人 1 回につき	110 円	100 円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日
公布の日

4 上越市柿崎総合体育館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表(第15条関係)					別表(第15条関係)				
(1) 施設利用料金					(1) 施設利用料金				
施設名	占用利用 の上限額 (1 時間 につき)	共用利用の上限額 (1 人 につき)			施設名	占用利用 の上限額 (1 時間 につき)	共用利用の上限額 (1 人 につき)		
		区分	2 時間 につき	1 月につ き			区分	2 時間 につき	1 月につ き
メイン アリー ナ	1,650 円	一般	360 円	1,440 円	メイン アリー ナ	1,500 円	一般	300 円	1,200 円
		中学生 以下	180 円	720 円			中学生 以下	150 円	600 円
多目的 フィー ルド	1,490 円	一般	360 円	1,440 円	多目的 フィー ルド	1,350 円	一般	300 円	1,200 円
		中学生 以下	180 円	720 円			中学生 以下	150 円	600 円
クライ ミング ウォー ル	1,200 円	一般	120 円	480 円	クライ ミング ウォー ル	1,000 円	一般	100 円	400 円
		中学生 以下	60 円	240 円			中学生 以下	50 円	200 円
トレー ニング ルーム		一般	360 円	1,440 円	トレー ニング ルーム		一般	300 円	1,200 円
		中学生	180 円	720 円			中学生	150 円	600 円

改正案					改正前				
コミュニティスペース	720円	一般	360円	1,440円	コミュニティスペース	600円	一般	300円	1,200円
		中学生以下	180円	720円			中学生以下	150円	600円
ミーティングルーム	360円				ミーティングルーム	300円			
控室	180円				控室	150円			
ステージ	280円				ステージ	230円			
ランニング走路		一般	160円	640円	ランニング走路		一般	150円	600円
		中学生以下	80円	320円			中学生以下	70円	300円
備考 略					備考 略				
(2) 附属設備利用料金					(2) 附属設備利用料金				
設備名		単位	上限額		設備名		単位	上限額	
メインアリーナ	照明設備	1時間につき	720円		メインアリーナ	照明設備	1時間につき	700円	
	冷暖房設備		310円			冷暖房設備		300円	
	電光得点表示板		110円			電光得点表示板		100円	
	放送設備		110円			放送設備		100円	
	ピアノ		110円			ピアノ		100円	
	温水シャワー		110円			温水シャワー		100円	
			1人1回につき					1人1回につき	
備考 略					備考 略				

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第221号
提出課	スポーツ推進課

上越市中郷総合体育館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	改定後				現行			
	占有使用料(1時間につき)	共用使用料(1人につき)			占有使用料(1時間につき)	共用使用料(1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき		区分	2時間につき	1月につき
競技場	1,260円	一般	270円	1,080円	1,140円	一般	220円	880円
		中学生以下	140円	560円		中学生以下	110円	440円
柔剣道場	480円	一般	240円	960円	400円	一般	200円	800円
		中学生以下	120円	480円		中学生以下	100円	400円
卓球場	360円	一般	240円	960円	300円	一般	200円	800円
		中学生以下	120円	480円		中学生以下	100円	400円
トレーニンググループ		一般	360円	1,440円		一般	300円	1,200円
		中学生	180円	720円		中学生	150円	600円
トレーニンググコース		一般	160円	640円		一般	150円	600円
		中学生以下	80円	320円		中学生以下	70円	300円
ミーティンググループ	480円				400円			
遊戯室	360円				300円			
ピロティ	120円				100円			
ステージ	240円				200円			

(2) 附属設備使用料を次のように改定する。(別表関係)

設備名	単位	使用料		
		改定後	現行	
競技場	1時間につき	照明設備	720円	700円
		放送設備	110円	100円

温水シャワー	1人1回につき	110円	100円
--------	---------	------	------

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日
公布の日

4 上越市中郷総合体育館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案					改正前				
別表(第10条関係)					別表(第10条関係)				
(1) 施設使用料					(1) 施設使用料				
施設名	占用使用料 (1時間につき)	共用使用料(1人につき)			施設名	占用使用料 (1時間につき)	共用使用料(1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき			区分	2時間につき	1月につき
競技場	1,260円	一般	270円	1,080円	競技場	1,140円	一般	220円	880円
		中学生	140円	560円			中学生	110円	440円
		以下					以下		
柔剣道場	480円	一般	240円	960円	柔剣道場	400円	一般	200円	800円
		中学生	120円	480円			中学生	100円	400円
		以下					以下		
卓球場	360円	一般	240円	960円	卓球場	300円	一般	200円	800円
		中学生	120円	480円			中学生	100円	400円
		以下					以下		
トレーニングルーム		一般	360円	1,440円	トレーニングルーム		一般	300円	1,200円
		中学生	180円	720円			中学生	150円	600円
トレーニングコース		一般	160円	640円	トレーニングコース		一般	150円	600円
		中学生以下	80円	320円			中学生以下	70円	300円
ミーティングルーム	480円				ミーティングルーム	400円			
遊戯室	360円				遊戯室	300円			
ピロティ	120円				ピロティ	100円			
ステージ	240円				ステージ	200円			

改 正 案				改 正 前			
備考 略				備考 略			
(2) 附属設備使用料				(2) 附属設備使用料			
設備名		単位	使用料	設備名		単位	使用料
競技場	照明設備	1時間につき	720円	競技場	照明設備	1時間につき	700円
	放送設備		110円		放送設備		100円
	温水シャワー	1人1回につき	110円		温水シャワー	1人1回につき	100円
備考 略				備考 略			

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第134号
提出課	教育総務課

歳出科目 (P36~P37)	10款2項1目	学校管理費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
小学校施設管理費	689,200	4,312	693,512

主な財源		主な経費	
一般財源	4,312	報酬	3,432
		共済費	548
		旅費	332

【補正理由】

人事異動による職員構成の変動等に伴う増減を整理するもの

【補正内容】

非常勤一般職の学校用務員2人分の人件費の増
(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
報酬	56,214	3,432	59,646
共済費(社会保険料)	8,756	548	9,304
旅費(費用弁償)	2,411	332	2,743
合計	67,381	4,312	71,693

歳出科目 (P36~P37)	10款3項1目	学校管理費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中学校施設管理費	326,105	△2,025	324,080

主な財源		主な経費	
一般財源	△2,025	報酬	△1,715
		共済費	△273
		旅費	△37

【補正理由】

人事異動による職員構成の変動等に伴う増減を整理するもの

【補正内容】

非常勤一般職の学校用務員1人分の人件費の減
(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
報酬	15,923	△1,715	14,208
共済費(社会保険料)	2,463	△273	2,190
旅費(費用弁償)	813	△37	776
合計	19,199	△2,025	17,174

提出課	オリンピック・パラリンピック推進室
-----	-------------------

歳出科目 (P38~P39)	10款6項3目	体育振興費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
東京オリンピック・パラリンピック ホストタウン推進事業	34,243	7,487	41,730

主な補正財源		主な経費	
一般財源	7,487	報償費	262
		旅費	73
		需用費	20
		委託料	4,895
		使用料及び賃借料	2,237

【補正理由】

ドイツパラリンピック柔道チームが、東京2020パラリンピックの事前合宿を令和2年2月26日から3月7日にかけて当市内で行うことから、その受入れに要する経費を増額するもの

【補正内容】

ドイツパラリンピック柔道チームとの交流事業 7,487千円

(合宿の概要)

項目	概要
派遣人数	18人(選手9人、役員4人、コーチ3人、医師1人、理学療法士1人)
合宿期間	令和2年2月26日から3月7日まで(10泊11日)の予定
練習会場	新潟県立武道館(謙信公武道館)

(歳出)

・ドイツパラリンピック柔道チームとの交流事業に係る経費

項目	補正前	補正額	補正後
報償費	1,293	262	1,555
旅費	83	73	156
需用費	0	20	20
委託料	4,850	4,895	9,745
使用料及び賃借料	83	2,237	2,320
合計	6,309	7,487	13,796